

○個人情報保護委員会規則第 号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月十一日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号) 第四条 令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、 記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 一～三 [略] 四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第四号の在留カード の番号 五～九 [略]	(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号) 第四条 令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、 記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 一～三 [同上] 四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カード の番号 五～九 [同上]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和八年六月十四日から施行する。